

学校法人佐藤栄学園 次世代法に基づく一般事業主行動計画

学校法人佐藤栄学園では教職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく一般事業主行動計画を次のように策定する。

1. 計画期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）

2. 内容

目標1

育児休業に関する規定の整備、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知

〈対策〉

令和3年4月～ 育児休業に関し、かねてより遵守すべき法令等に基づき就業規則を整備し、法人設置各校で常時閲覧できるよう備え付けている。これらを継続して行い、より教職員への周知徹底に努める。また、育児休業中の待遇等について、従前通り育児休業取扱通知書を交付して周知するとともに、円滑な職場復帰を支援する。

目標2

育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

〈対策〉

令和3年4月～ 諸制度について、かねてより就業規則を整備すると同時にパンフレットなどにより周知を図っているが、これまで以上に制度の利用促進を図るため、諸制度に対する管理職の理解を深める。

目標3

年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

〈対策〉

令和3年4月～ 年5日の年次有給休暇取得が義務化されて以降、管理職が年次有給休暇の取得状況を適宜確認し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、計画的に年次有給休暇を取得するよう促している。これらを継続して行い、より教職員が休暇を取得しやすい風土を醸成する。

令和4年3月～ 年次有給休暇の取得促進を図るため、半日単位で年次有給休暇を取得できるよう規程を整備し、教職員への周知徹底に努める。